

農地法第5条第1項の規定による許可申請書

平成 年 月 日

農業委員会受付印

鳴門市農業委員会会長 殿

譲受人(借人)

㊞

譲渡人(貸人)

㊞

下記によって転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条第1項の規定により許可を申請します。



Main application form table with multiple sections including applicant information, land details, transfer purpose, and required documents.

鳴農委指令第 号
次条件により、上記のとおり許可します。
鳴門市農業委員会会長
許可条件
1 申請書に記載された事業計画に従って事業の用に供すること。

1 この処分不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、鳴門市に審査請求書(同法第19条第2項各号に掲げる事項(審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合は代理人によって審査請求をする場合には、同法同条第4号に掲げる事項を含みます。))を記載しなければなりません。)